



ありんこ便り

由木かたくりの会の家族会「ありの会」会報

2024年
3月22日発行
通巻第51号

「ありの会」へのご意見・ご要望は 〒192-0355 八王子市堀之内1236-8 社会福祉法人由木かたくりの会寄付「ありんこポスト」までに郵送するか、「ありんこポスト」に直接投函して下さい。Eメールで送る場合のアドレスは《 arinko_renraku@yahoo.co.jp 》へ。ホームページは《 <http://arinkorenraku.g2.xrea.com/> 》です。

交流会中止のお詫び

4年ぶりの交流会を企画し、会員の皆様にお会いできることを楽しみにしておりましたが、感染症が急に拡大し、ギリギリまで開催の可能性を模索しましたが、安全面を考慮して中止させて頂きました。前日まで情報が右往左往することになってしまい、皆さまにお詫び申し上げます。また、本年度中の開催についても模索しましたが日程的に難しいため、断念せざるを得ませんでした。

交流会で皆さまで共有したかったこと

交流会は中止となりましたが、皆さまから出席のご連絡を多数いただき「せめて内容だけでも共有したい」と思い、今回の交流会のそれぞれのテーマに沿って、質問と答えを書かせて頂きました。「ここに書いてあることが絶対に正解！」ではありません。個々の支援内容や置かれている状況によって、変わってきますのでご参考になれば幸いです。

また、これをきっかけに皆さまと「このテーマの話をもっとしたい!」というご意見がありましたら、是非ありんこポストへメッセージを投稿するか、または上記のありの会宛のメールにてご連絡頂けると嬉しく思います。感染症の拡大次第にはなりますが、皆さまと情報を共有したい気持ちは変わりません。今後の交流会、学習会の企画、テーマの決定の参考とさせていただきます。

★ グループホームについて

Q1 グループホームをどうやって探されましたか？

- ・ ご紹介?、口コミ?
- ・ どこかご相談出来る場所があるのでしょうか?
- ・ 『八王子市 障害者グループホームハンドブック』は入手済みです。



- ・ 相談支援センターですが、市役所への手続きもあるので相談支援の利用がまだでしたら、市区町村の障害福祉課に相談すると、どこの窓口へ行けば良いか教えてもらえます。グループホームは口コミで知り、内覧をさせてもらい決めました。(八王子市外に在住)
- ・ 計画相談事業所へ、グループホーム入所の意思を伝えてあったため、紹介していただきました。

Q2 決めるにあたり重視されたこと、譲れなかったことは何ですか？

- ・ 本人が楽しく過ごせること、年代が近い方や知り合いがいるところです。他の入居さんもそうですが、スタッフさんとの相性も大事なかな?また家族も安心してお願いできることになりました。
- ・ 持病に対して急な対応が必要なとき等にすぐ行けるように、自宅からあまり遠くないところと伝えていました。

Q3 かたくりのグループホームとそれ以外との違いやメリット・デメリットを教えてください

- ・ 他の施設の利用者さんと知り合え、人間関係が昼と夜では異なるので「仕事」と「プライベート」が分けられるので本人も切り替えができるようです。(かたくり以外のグループホーム利用)
- ・ 家族が知らない方も同じホームで過ごすので、どのような方がいるのかわからない部分はありましたがグループホームのスタッフさんと支援面談で話を聞くとそんなに気にならなくなりました。
- ・ 個人的には出来るだけ多くの人に、息子と関わっていただきたいので他の事業所のグループホームでよかったですと思っています。
- ・ 通所とホームが同じ法人だと、情報共有はしやすいかもしれません。

Q4 入居前にお子様と練習したり一緒に準備されたことはありますか？

- ・ いきなり「グループホームで過ごして」と言われても本人も戸惑いますので、ショートステイを利用して「1泊から泊まる」ことで本人、家族が少しずつ慣れていくようにしました。
- ・ 見学段階から息子と一緒に行きました。必要なものと一緒に準備しました。

Q5 コロナ禍での対応を教えてください

- ・ 通所・出勤禁止の所があったとも聞きますし、かたくりでは利用者さん毎にお風呂のお水を入れ替えたりしたと伺いました。
- ・ 細かなことはわかりませんが、食事は個室でそれぞれが食べていたようです。利用については基本的には本人、家族の希望により都度対応していただきました。

Q6 体調不良の時はどういう対応になりますか？

- ・ グループホームから連絡がきます。必要に応じて迎えに行くか、予定通りホームで過ごして帰宅してから病院へ連れて行くか体調不良の程度によって考えています。
- ・ グループホームで体調が悪くなったことはまだないですが、まずは家族への連絡。家族が病院につれていけない時はホームの職員が連れていってくれます。

Q7 普段の通院について教えてください

親が老いた後は職員さんが連れて行ってくださるのでしょうか？

そして、その場合はグループホームから通い易い病院への転院が必要だったりしますか？

- ・ まだ、利用者さん、親御さんが動けるのでそこまでの話はまだ出ていません。普段の通院はお願いすればホームで付き添いも可能のようですが、投薬など体調管理は気になるので家族が通院に付き添っています。(かたくり以外のホーム)
- ・ 施設によるのかもしれませんが、職員につれていってもらえる場合は普段の通院に何度か一緒にいってもらい、主治医にもそのことを伝えておき、情報共有できるようにしておくなどの事前の準備があったほうが良いと思います。

Q8 食事の形態について教えてください

ホーム内で調理してくださるのか(ヨシケイさん等含め)、宅配食？レトルト食？

- ・ ヨシケイさんを利用して、ホームで調理しています。クリスマスや誕生日等は、行事に沿った内容になるようです。(かたくり以外のホーム)
- ・ 食材宅配、ホーム内調理
- ・ 調理済み冷凍食材の配送。ホームでは解凍、配膳のみ。

Q9 ホーム内での毎日の歯磨きや口腔ケアについて教えてください

- ・ 数人が同居するので自宅のような細やかな口腔ケアは難しいです。なので訪問歯科をお願いしています。ホームに出向いてくれる歯科にお願いしていますが、ホームの受け入れが難しいという面もあるようです。(人手不足や利用者さんの帰宅と訪問歯科の時間が重なるなど)現段階では訪問歯科を自宅に来ていただいてケアしています。(かたくり以外のホーム利用)
- ・ 自分で磨いた後で、職員が仕上げ。かかりつけの歯医者さんにもグループホームに入居していることは伝えてあり、定期検診の際に磨き切れていないところなど注意点を書いてもらい情報共有しています。

Q10 これまでにお子様からホームを退所したいと言われたことはありますか？

そして、その時はどう対処されましたか？

あります。「ホームの退所ができないなら、かたくりも行かない」と言われ実際、かたくり、ホーム共に行かなくなりました。表情も暗く無口になりました。
日中だけでも今まで通りに過ごしてほしいと思い、グループホームを退所しました。退所後は日中の通所に行くようになりました。生活環境が大きく変わるので無理強い禁物だと実感しました。

Q11 ご自身のお子様に限らず、これまで退所に繋がる様な大きなトラブルがありましたか？

その解決方法や対処の方法についても教えていただけましたら幸いです。

他の方がパニックになり、そちらの対応にばかりスタッフさんの目が行き、静かに過ごしていた利用者さんへのケアがされないことがありました。その出来事をきっかけにホームにいかなくなりました。

Q12 それぞれだと思いますが、入所を決めたきっかけ(理由)などありますか？

- ・ 親が亡くなり、利用者のケアを主にできる人がいなくなったことがきっかけです。
- ・ 早い段階で入所することで自宅以外で生活することに慣れるほうが良いと思いました。

Q13 グループホーム入所に向けてショートステイなど行った方がいいですか？

- ・ 「泊まることに慣れる」という意味でショートステイを日頃から利用していた方が、グループホームに移行する時に慣れるのが早いと思います。
- ・ 段階としてそのほうが本人にとっても家族にとっても無理がないと思います。

Q14 ご家族をグループホームに預けて良かった点と心配な点などありましたら教えてください

自分の意思を以前より伝えようとする努力が見られるようになりました。また、自分で出来ることは自分でやるようになりました。怪我をしたり、持病の発作が起こらないか心配はありますが、「お互いのため」に別の場所で過ごすことは必要だと思います





☆ 成年後見人について

Q1 後見人を親族にするか？親族以外にするかのメリット、デメリット

- ・ 親族を後見人にした時のメリット、デメリット

親族後見人だと、利用者さんと面識があり親御さん、家族が安心できます。親族やきょうだいなら、年に1回は本人と顔を合わせて、どのように生活しているか把握できます。また1人でたくさんの人の後見人をしていないので、利用者さん1人のことに集中して後見人の仕事ができます。デメリットとしては、お金の管理が大変です。本人の使ったお金の領収書の管理と記載を行います。年に1回家庭裁判所へ提出することが義務づけられていますので書類の作成が少し大変です。

- ・ 親族以外の方をお願いしたときのメリット、デメリット

専門職の方(弁護士、司法書士等)ですから、素人より詳しく後見人としての情報もいち早くキャッチしています。専門家なので、大きな間違いはないと思います。デメリットとして、専門職の方も1人にかかりきり…ということは難しいので家族がケアしている事と同等のことを求めることは難しいです。マメな方は数か月に1回は面会する方もいるようですが、中には年に1回という方もいます。(たくさんの方のことを同時に行っているの仕方ないですが)

後見人を付けるか、付けないかの比較

後見人をつけるメリット:

もし、利用者さんが「知らない間に高額な商品の購入に契約してしまった」「自分に合わない介護サービスや医療を受けている」など本人が知らないところでお金に関わる問題に巻き込まれて財産を失わないようにできます。なので「メン地下アイドルに全財産使ってしまった！」という事態は起こりません。

利用者さんに代わって必要な支援、契約、治療を受ける契約を結べます。ただし「治療」については「ご家族の意思」が優先されます。例えばインフルエンザの予防接種はご家族の中で接種をどうするか、延命治療が必要になったら…と先に決めておくといいと思います。

後見人をつけた時のデメリット:

後見人が一度つけば、「*本人か後見人、どちらか死ぬまで」後見人の仕事は続きます。(後見人の辞任を申し出る場合も特別な理由がない限り裁判所から審判はおりません。)なので長いお仕事になります。

*法務省で成年後見制度の抜本的な見直しをする法制審議会が開催されるというニュースが2月に発表されました。情報は更新され続けますので引き続き情報を確認していく必要があります。

Q2 どのタイミングで手続きをするのが良いのか？

難しいところです。ただ申立をするなら「時間に余裕があるとき」をおすすめします。後見人の申立の際に診断書の提出があります。これの使用期限が3か月以内のものになります。なので病院の受診時に書類作成の依頼、書類の作成、役所から取り寄せる書類の数を考えると「時間と心に余裕があるとき」が一番です。

もし「自分が動けなくなったら申立してほしい」という場合は、利用者さんに関する情報(日中はかたくりの会を利用、グループホームは〇〇、役所の障害福祉課の電話番号、かかりつけ医、かたくりでご自身が親しくしている方のお名前など)を書いて情報を残して下さい。それが一番大切だったりします。

Q3 実際に手続きする際の窓口は、どこになるのか？

23区にお住まいの方は東京家庭裁判所(霞が関)、23区外、多摩地域にお住まいの方は、東京家庭裁判所立川支部(立川市)になります。ですが、いきなり裁判所に連絡するのはハードルが高いのでお住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談することをおすすめします。

Q4 平均的な費用はどのくらいかかるのか？

申立の手続きで、診断書に1万円ちょっと。家庭裁判所に送付する収入印紙、切手、法務局に登録の確認(後見人になる人に後見人がついていないか、本人に後見人がついていないか)の収入印紙、戸籍謄本、住民票等(本人と後見人候補者分)意外とかかります。合わせて2~3万円位です。

Q5 申立をして、後見人が思っていた人と違う場合、取り消しはできないのか？

後見人の申立を一度家庭裁判所へ行くと取り消しはできません。申立をして「思ってた人と違うから変えてほしい」ということはできません。後見人をお願いしたい人がいる場合、利用者さんのことをより良く知っていることが大事になります。利用者さんの人生を支えていくのですから「知らないより知っている」方が良いです。

小泉法相は2月13日の記者会見で、成年後見制度の見直しを15日の法制審議会(法相の諮問機関)総会へ諮問すると表明した。一度選任すると原則として亡くなるまで利用をやめられない現行制度を改め、期間限定で選任できる仕組みなどを検討する。法制審での議論を踏まえ、2026年度までに民法などの関連法改正を目指す。厚生労働省によると成年後見制度の利用者数は2022年末時点で25万人ほど。認知症患者が25年には推計700万人以上になると比べて利用が広がっていない。認知症患者は今後も増えていく見通しで、政府は成年後見制度の普及を急ぐ。利用するための経済的な負担を減らし、柔軟に選任できるようにする方向で制度の使いやすさ改善を探る。

成年後見制度の見直しについて — 法務省

<https://www.moj.go.jp/content/001413272.pdf>



★ ガイドヘルパーについて

Q1 1. どの様にして見つけたか？

- ・ 学生時代に他の友人に聞いてみつけました。
- ・ 利用しているグループホームに休日移動支援を利用したいことを伝え、他の利用者が利用しているところを教えてくださいました。
- ・ 初めは利用している方から、次に利用しているグループホームの職員がして下さって、その繋がりでのヘルパーさんとも出来るようになり、現在4人の方が交代で毎週末お出掛けしています。

Q2 どのように利用をしているのか？ 具体的な使い方を知りたい

- ・ 家族の手術、入院、見舞いなどで病院に一緒に行けないときをお願いすることが多いです。
- ・ 使い方は本人・家族と事業所、ヘルパーさんとの話し合いで決めてます。

Q3 時間的なものと、場所など

- ・ 行先は本人や家族の意向に沿って、外出をお願いしています。都内など家族が連れて行くのが難しい場所もお願いできます。役所の認定調査の結果次第ですが八王子市外在住で、月に 50 時間使用できます。
- ・ 時間は市の移動支援の月 30 時間を目一杯利用してます。
- ・ 月に1~2回休日に本人の希望の場所につれていってもら。グループホーム内に同じ事業所を定期的にご利用している人がいてわかりやすいので、ホームを起点にもらっている。そのほうがホームと移動支援の横の連携ができる。基本的には休前日は自宅に帰りますが、移動支援で外出予定の前日の夜はホームに泊まり、ホームに迎えにもらいホームに帰ってくる。その後で親がホームに迎えに行き帰宅する。
- ・ スタート、ゴールの場所は利用者が決めて下さい
- ・ ゴール決めてますが、都合で変更してます。言葉が出ないので本人の気持ち、トイレ等の訴えが伝わらない事もありましたが今は大丈夫です。

Q4 実際に支援してくれる方との相性は考慮してもらえるのか？

- ・ まず 1 度練習してみるようです。事業所によって違うとは思いますが。
- ・ 個人的には利用しながらだんだん慣れていくのかなと思い、特に指定はしていません。

Q5 ヘルパーの性別指定は出来るのか？

- ・ 事業所によってだとは思いますが、お手洗いなど外出時に困る事があるから同性で…と申し出ることは必要だと思います。
- ・ 性別は、基本的には同性だと思います。
- ・ 希望があれば伝えればできると思います。

Q6 利用してみて、困ったことは

外出先が近場だと、時間が余ってしまう事がありますので、距離と時間を少し考えた方がいいかもしれません。

Q7 手続きにかかる時間は、どれくらいか

役所の障害福祉課に相談→申請→計画書の作成→本人の障害の程度の認定調査→役所内での認定会議(市によっては月に2回しか開催されないところもあるので、タイミングが合わない、数か月かかります)→支給内容の決定→受給者証の交付→移動支援を行っている事業所との契約→利用開始という流れです。手続きは利用の有無に関わらず早めに行くと、いざという時に使えます。

Q8 その他

- ・ 支給された支援時間内であれば、かかる費用については交通費、飲食代、お土産代(必要ならば)で済みます。愛の手帳があれば、本人とガイヘルさん 1 名は半額で乗り物は乗れますので愛の手帳があれば持参させた方がいいと思います。施設も都や国の施設なら半額や無料などの補助も受けられます。
- ・ 利用してみると、新しい発見が見えてきます

会員の皆様からの質問を Q&A の形に整理してまとめました。また近隣の市の福祉サービスに関する情報提供先を以下にまとめました。参考にして下さい。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/008/001/p020682.html>

八王子市 障害福祉サービスの手続きの流れ

<https://www.city.tama.lg.jp/kenkofukushi/1008237/shoigai/service/index.html>

多摩市 障害福祉サービス

<https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/nanbyo/service/riyou/1003689.html>

日野市 障害福祉サービスの利用方法

https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/syougai/fukushi/syougaihukushi_shiori.html

稲城市 障害福祉のしおり



また社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和 3 年 4 月に施行されました。八王子市は令和 3 年 4 月から取り組んでいます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ab005/ac769652/jyuusou/p029080.html>

これにより八王子は、はちまるサポート(八王子まるごとサポートセンター)を市内に現在 13 か所設置し、地域の相談窓口として、地域福祉の専門職であるコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)が常駐しています。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ab005/ac769652/jyuusou/p023780.html>

かたくりの家の歩道に名前が決まりました

かたくり本部の利用者さんの歩道の名前の候補を「役員公募の手紙」に書かせて頂きました。公募の結果「ありんこロード」が投票多数なのでこちらの名前にさせていただきます。看板については今後、法人や利用者さんと相談しながら作成していきたいと思っております。皆さまご協力本当にありがとうございました。

お知らせ

・歩道、看板の補修費を法人へ寄付しました

前号でも書かせて頂きましたが、歩道、看板の補修費をありの会より 5 万円寄付致しましたのでご報告いたします。

◎ 10 年勤続のお祝い

利用者様、ご家族の皆様おめでとうございます。それぞれの方が節目の年を迎え感慨深い事と思っております。10 年勤続の方には、4 月初めに記念品をお渡し出来るよう進めております。(お名前が洩れている方がいらっしゃいましたら ありの会までご連絡下さい)

S G さん (かたくりの家 生活介護)

K I さん (かたくりの家生活介護)

法人より表彰状、ありの会よりぶらさ作成の記念クッキー、クオカード 3,000 円を贈呈させていただきます。



◎ 後援会事務局長の小川原様より、皆様へのよびかけとして『続ける？止める？後援会』をご寄稿いただきました。次ページに掲載致します。

続ける？止める？ 後援会

かたくりの会「後援会」は、現在の形での存続は難しいのではと私には思われる。それでもあっさり廃止としないのは、ささやかではあるがそれなりの役割と歴史があったからであり、できれば現在の状況に適した形での存続は考えられないか、それを皆さんにも考えてもらいたく投稿した次第です。

難点の見やすい一点は、事務担当が二人しかいないし若くもないこと。このところのコロナで開店休業状態。やつと再開の時が来たようだが、元の気を忘れてしまったような感じ。むかしのようにもっと人数がいたらとついつい嘆き節となってしまう。

役割と歴史についてはややおかげさか。だが「後援会」はむかしから存在し、私の入会時から数えて現在は三代目にあたる。初代の会費は月額五千元（年六万円。）ありの会が設立され、法人化もありこれを0とする。ありの会の会費は後援会の十分の一の六千元とした。厳密に根拠のある数値ではないが、当時は大変割安感があった。いま三千元。世の中、変わるもの。

三代目の役割はもちろんかたくりの会の支援だが、理事長が野口洋子さんから今の炭谷さんに代わったときであり、がんばり屋だが「新米」の彼を積極的に応援してきたと言えよう。

3・11東日本大震災では、理事長は福島に行き、現地の施設の授産品をこつちで販売して支援したが、その業務はかたくりの本来の仕事ではない。後援会がありの会の協力を得て担当したのがスタートであった。かたくりでもグループホームの建設を目指したときであり、地域の方々と対話集会など重ねた。隔離された施設ではなく、地域に開かれあり方が志向された時代であり、かたくりもその方向でがんばったが、そういう理事長を応援してきたといつていい。しかしいまはあまり理事長を応援しなくともいいのではとは、変な言い方だが、いまや「新米」は大ベテラン、かたくりの存在は職員も一体となつてなんでもできるようなしつかりした組織になってきた。前年のフェスタかたかごなど、従来の、ありの会、後援会ぬきで独力で成功させた。金も出すが口も出す我々抜きの方が、かたくりもかえつてやりやすいかもしれないなどと思つたりする。

ダンスパフォーマンス、音楽のつとめ、マジックショーなど、後援会独自の活動もあった。子供、保護者、地域の方にも呼び掛け、交流の場でもあった。だがこれもそれぞれの家庭で楽しむようになってきた。あえてこつちでやるようなことでもないかと。行事ではありの会に資金面で協力もしてきたし、動員力のない後援会、いつもありの会に助けられてきた。そういうことから後援会はありの会と同じ、あえて別組織としなくてもいいと言われてきた。現状ではそうかもしれないが、後援会の会員は保護者ではなく外部の、かたくりとなんらかの縁のある外部の方を主力とする。今後の後援会のあり方次第では、2、3倍の会員数の増加も夢ではない。かつて炭谷さんは「地域情報誌 ゆぎかたくりの郷」を発行したが、地域コミュニティの拠点となるような活動になれば可能かと思わるが、これを推進するには大変なエネルギーを要する。寄付金集めの窓口だけならかたくりでもありの会でも設置できようが、四代目にふさわしい新しい考えの組織はできないものだろうか。

（後援会事務局 小川原健太）